

長期収載品の選定療養について

令和 6 年度の診療報酬改定により、令和 6 年 10 月から患者が先発品（長期収載品）薬剤を希望された場合には、「医療上の必要性がある場合」「後発品（ジェネリック）が入手困難な場合」を除いて選定療養費（保険適用外の費用）として差額の 4 分の 1 を患者ご自身に負担いただきます。

ご不明な点や、ご心配なことがございましたら、医師・薬剤師または受付窓口までお気軽にご相談ください。